

プラスチックごみ排出削減のための実効性のある取り組みを求める意見書

近年、マイクロプラスチックの問題を含めプラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっており、生態系への影響が深刻化しています。2050年には海洋中のプラスチックの重量が魚の重量を超過することも予測されています。その対策は地球環境の将来を左右する重大な課題であり、漁業水産を主要産業とする根室市にとっても深刻な問題です。この海洋プラスチック問題への対策推進と併せて、プラスチックごみの排出削減の対策を強化する必要があります。

日本の人口1人当たりの使い捨てプラスチック容器包装の廃棄量は、世界で2番目に多いことが報告されています。これまで日本はプラスチックごみを資源として2016年に153万トン、2017年に143万トン輸出していましたが、中国が2017年末に輸入を禁止し、2018年は約100万トン程度に輸出量が減りました。それによって日本国内におけるプラスチックごみの処理が追いつかない状態となっています。また2019年5月に「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が改定され、汚れたプラスチックごみの輸出の規制が強化されました。今後ますます国内のプラスチックごみの処理に影響を与えるものと考えられています。

こうした中、2019年5月に環境省は通知で「廃プラスチック類」について、市町村が持っているごみ焼却施設で受け入れ処理することを積極的に検討するよう求めました。しかし、プラスチックごみを燃やすことで炉内がより高温になり、焼却施設への負担が大きくなります。根室市では従来から容器包装以外のプラスチックごみは焼却していましたが、このことが老朽化した市のじん荼焼却場の改修費が増加している要因の一つに考えられます。また通知では緊急避難措置としていますが、もし今後も全国的にプラスチックごみを焼却処分に頼ることになれば、環境省が推進する3Rと矛盾する状況になりかねません。

2019年5月に政府は「プラスチック資源循環戦略」を策定し、「2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）をこれまでの努力も含め累積で25%排出抑制するよう目指す」としています。ただし、その基準となる年がいつなのか、目標達成の道筋がどうなっているのか明確になっていません。

プラスチックごみの排出削減に向け、プラスチックの大量生産、大量消費、大量廃棄から転換する必要があります。そのために国が責任をもって実効性のある取り組みを推進していくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月30日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
環境大臣 経済産業大臣 総務大臣